

法人ニュース くりにほら

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

2015.2月号

法人会広報

特集
すこつぱら
くりにほら

古民家で新しい癒しの時
(古民家岩松)



Photo: 築館運輸株式会社

- 企業リレー
- 活動レポート 平成 26 年 10 月～ 12 月

めざします。「みんなの法人会」

古民家で新しい癒しの時

栗駒山から白鳥の飛来地の伊豆沼まで宮城一広大な面積の栗原市は交通の要所の史跡残る山間部から、石巻への米河川運搬で栄えた若柳まで多様な文化の集積地でもあります。

そんな栗原の東部伊豆沼・内沼近く、若柳上畑岡に2014年11月にカフェ・食事処として農家レストラン「古民家 岩松」がオープンしました。

沼におこしになる方々の憩いの場所にと開業、栗原市の新しい観光拠点としてにぎわいをみせています。

レストランの特徴はなんといても1903年(明治36年)に気仙大工※によって建てられた母屋をそのまま利用していることで、中に入ると昔ながらの土間が広がり、正面には囲炉裏に赤々と蒔き

が燃え、囲炉裏の煙でいぶされた柱と梁が屋根裏まで続く姿に圧倒されます。母屋はオーナーの岩松さんの案内で見学可能、古民家でも大農家のつくりは特徴的で使われている樫を始めとした木組みの美しさと漆喰の壁に施された装飾など気仙大工の高い技術に時間を超えた空間が広がり、中でも一本の樫から切り出された座敷を仕切10枚の「鏡戸」は圧巻です。そのほかにも各部屋には凝った木彫の細工が施してあります。そしてその技術は母屋以外にも広い敷地に建つ離れや長屋門にも表われています。

敷地への入り口にもなっている長屋門にはこれまで使われてきた木製の農具や2008年に東北職



業能力大学校が行った「岩松剛家」長屋門実測調査報告などのパネルも展示され、明治から昭和にかけての農家の暮らしぶりなども学ぶことができます。

カフェは予約なしで楽しめますが、朝食・昼食・夕食はそれぞれ前日までの予約制となり、メニューは季節の物を中心に普段オーナーが食べているものを提供、地物の野菜をたっぷり使ったものです。

取材にうかがった時は具だくさんの味噌汁と旬の白菜をとろみのあるあんこで仕立てた煮物、牛蒡と人参のきんぴらなど家庭的なメニューで今年とれたての新米でいただく料理は格別のものでした。

古民家レストランは懐かしい空間でありこれまで知らなかった新しい「癒し」の空間を感じました。伊豆沼のほどり、明治三十六年に建てられた古民家で、代々続く農家で癒されませんか。

- 営業時間 朝食7時～8時30分 夕食16時～17時30分、カフェは10時～15時朝夕食ともに完全予約制。
- 定休日 水曜、年末年始、農繁期
- 電話 0228(33)2323
- 住所 栗原市若柳上畑岡夷穴9みやぎ県北高速幹線道路若柳南IC J A 栗つこ畑岡支店そばのぼりが目印



※気仙大工…岩手県気仙地方(藩政期は伊達領)陸前高田市小友町が発祥の地といわれる大工の集団の呼称で、江戸時代から出稼ぎを中心とした大工集団をつくり、民家はもちろん堂宮から建具、細工もこなす多様な技量を持ち合わせた一団。



企業リレー

【毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです】

祖父・故三浦清十郎氏がトラック1台から始め1970年に法人化、その後、現会長・彦信氏が継ぎ現在の和彦氏(40)が3代目となる築館運輸

事業は地元農協関連の輸配送をメインに、米の長距離輸送や家畜の生体輸送、肥料や農薬などの農業資材の配送を得意としている。現在の従業員数は61名。保有車両は48両と年々その数は増加しており、仙台市若林区に営業所も設け新たな市場の開拓にも挑戦を続けている。

業界の課題として昨今ドライバーの確保問題があるが現時点では充足している。「紹介等で若い人材が入ってくれている。免許取得の応援をしたり、教育体制を構築し大事に育てていきたい」と話す。

また運送事業として、CO2の削減にも積極的に取り組み、ドライバーにはアイドリングストップを推進するなど環境保全にも力を注ぎ、安全性優良事業所の認定、グリーン経営認証も取得している。

今後の展望をうかがった所、「付加価値を持たせ、荷主に選ばれるような提案をしていきたい。ゆくゆくは運送だけでなく、物流をコーディネートできるような会社を目指し、特色のある会社作りを目指す」と話してくれました。

【会社概要】

築館運輸株式会社
代表取締役 三浦和彦(40)
本社 栗原市築館字照越永平67-1
電話 0228(22)4131
仙台営業所 仙台市若林区鉦町4-2
◆次号登場企業紹介
金成の株式会社久我さんです。

「確定申告書等作成コーナー」

を利用した申告書等作成のごあんない！

<http://www.nta.go.jp/>

確定申告

検索

で検索してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税や消費税、贈与税の申告書等が作成できます。

確定申告書等作成コーナーを利用すると

- 入力した金額の合計等は、「自動計算」のため基本的な計算誤りはありません。
金額等を入力してね
- 画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。なお、作成した確定申告書等の提出方法は次の2通りです。
 - ①印刷して税務署へ郵送等により提出
→【電子証明書等が不要で事前の手続きは一切なし】
 - ②自宅のパソコンからインターネットで送信
→【事前の手続きが必要】
- 医療費の明細書や青色申告決算書等も作成できます。
- 雑損控除（繰越控除）や住宅借入金等特別控除も入力できます。
- 作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業を再開できます。また、保存したデータは、翌年の申告時に読み込んで活用できます。
- 24時間利用できます。
(e-Taxで送信する場合の利用可能時間は、月曜日～金曜日の8時30分～24時です。ただし、祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)

インターネットで送信!

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ①作成コーナーから電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー

作成が
終わったら

書面提出

申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。



復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

注意!

項目	金額
復興特別所得税額 (※×2.1%)	464
所得控除及び復興特別所得税の控除 (※+41)	22564
合計	22100

栗原法人会の活動レポート 平成26年10月から平成26年12月

10/22 Wed
《女性部会》
栗原法人会女性部会設立 20周年 記念講演・式典・祝賀会
「笑う顔には福来たる ～笑いの効用と笑顔の法則～」
 (栗原市築館「ホテルグランドプラザ浦島」)
 講師：佐藤能力開発研究所 代表 佐藤忠男 氏
 参加・出席者数 講演：83名 式典：60名
 祝賀会：55名



「笑う顔には福来たる」を演題に聴講させていただき感化しました。日々、生活の中での笑顔とはとても大切で、心がけも必要なこと！笑いの効用！鏡を見て！人とのご縁を大切に、口角をあげて笑顔っ笑顔っ。



11/11 Tue
《税務・会計等セミナー》
「これならわかる 複式簿記」
 (栗原市築館「市民活動支援センター中会議室」)
 講師：税理士 門傳 基博 氏
 参加者数：9名



11/14 Fri
《税務・会計等セミナー》
「最近の法人税制について」
 (栗原市築館「市民活動支援センター中会議室」)



講師：税理士 渡邊 勝義 氏
 参加者数：12名



11/12 Wed
《税務・会計等セミナー》
「あなたの会社の登記簿から 会社法が見える・・・かも」
 (栗原市築館「市民活動支援センター多目的ホール」)
 講師：税理士 高橋 吉教 氏
 参加者数：14名



11/19 Wed
税制改正要望陳情
 (栗原市築館「栗原市役所・市議会議長室・市長室」)



11/13 Thu
《マイナンバー導入後の 会社実務対応基礎講座セミナー》
「労働・社会保険手続き、 給与計算実務、法定調査実務は どう変わるのか？」
 (栗原市志波姫 「エポカ 21・清流の間」)
 講師：特定社会保険労務士 小島 信一 氏
 参加者数：48名



12/8 Mon 12/9 Tue 12/10 Wed
《租税教室》
「税金の大切さについて」

栗原市「富野小学校」講師：高橋珠枝 氏 他4名 参加児童数：12名
 栗原市「一迫小学校」講師：川嶋 哲 氏 他3名 参加児童数：56名
 栗原市「高清水小学校」講師：上田雅江 氏 他4名 参加児童数：28名



元気で礼儀正しい6年生のみなさんでした。税金の大切さを学びました。一生懸命にメモを取るたくさんの子供たちの姿に、大切な事を子供達からも勉強させていただいた、そんな時間になりました。



消費税期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には 申告・納付期限^(※1) があります。

申告・納付には e-Tax^(※2)が 利用できます。

個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回) ^(※3)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 地方消費税を含む任意の年税額をいいます。
 ※3 平成26年4月1日以後開始する課税期間から、自主的に中間申告書(年1回)を提出することができる任意の中間申告書制度が設けられました。